

東郷町地域公共交通運賃料金協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 東郷町地域公共交通運賃料金協議会（以下「運賃料金協議会」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 運賃料金協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関すること。
- (2) その他運賃料金協議会が必要と認めること。

(委員)

第 3 条 運賃料金協議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 町民又は利用者の代表

2 委員の任期は、前条の協議に必要な期間とする。

(運賃料金協議会の運営)

第 4 条 運賃料金協議会に会長を置き、町長又はその指名する者をこれに充てる。

- 2 会長は、運賃料金協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃料金協議会は、委員の 3 分の 2 以上（次項の委任による出席者を含む。）の出席がなければ、開くことができない。
- 5 委員は、運賃料金協議会を欠席する場合、会長の承認を得て出席及び議決権の行使を代理の者に委任することができる。
- 6 運賃料金協議会の議事は、出席委員の 4 分の 3 以上の賛成で決するものとする

。

7 運賃料金協議会は、原則として公開とする。

8 運賃料金協議会の庶務は、東郷町総務部地域安心課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 運賃料金協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 運賃料金協議会において協議が調った事項は、東郷町地域公共交通会議に報告するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運賃料金協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃料金協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行する。